

悪臭分析

作成日：平成27年11月



悪臭分析の概要

- ◇悪臭防止法に基づき、工場、事業場の敷地境界線における悪臭物質(22物質)の分析や嗅覚測定を行います。分析法としては、ガスクロマトグラフや吸光光度計を用いる機器分析法と人間の嗅覚を利用して、複合臭に対する臭気の強さを数値化する嗅覚測定法(臭気指数の測定、官能試験)があります。
- ◇本法は都道府県知事が住民の生活環境を保全する為に悪臭を防止する必要があると認められた地域を「規制地域」と指定するとなっています。
※例外に大阪市、名古屋市、京都市、横浜市、神戸市、北九州市、札幌市、川崎市、福岡市、広島市、仙台市及び千葉市などは指定権限を擁している。
- ◇施設における脱臭施設などの除去効率なども調べる場合があります。

分析事例

- ◇地方自治体の焼却炉における各種性能試験
- ◇下水処理場、廃棄物焼却施設の悪臭物質測定
- ◇廃棄物焼却施設の臭気指数測定

関係法規

- ◇悪臭防止法



株式会社

タツタ環境分析センター

<http://www.tatsuta.co.jp/bunseki/>

基準値等

◇悪臭物質規制基準

悪臭防止法では規制基準の範囲を指定しています。都道府県知事はその範囲を利用して、指定 区域及び規制基準を決定する。

No.	物質名	におい	規制基準 (ppm)
1	アンモニア	し尿のようなにおい	1~5
2	メチルメルカプタン	腐った玉ねぎ臭	0.002~0.01
3	硫化水素	腐った卵臭	0.02~0.2
4	硫化メチル	腐ったキャベツ臭	0.01~0.2
5	二硫化メチル	腐ったキャベツ臭	0.009~0.1
6	トリメチルアミン	腐った魚臭	0.005~0.07
7	アセトアルデヒド	刺激的な青ぐさ臭	0.05~0.5
8	プロピオンアルデヒド	刺激的な甘酸っぱい焦げ臭	0.05~0.5
9	ノルマルブチルアルデヒド	刺激的な甘酸っぱい焦げ臭	0.009~0.08
10	イソブチルアルデヒド	刺激的な甘酸っぱい焦げ臭	0.02~0.2
11	ノルマルバレールアルデヒド	むせるような甘酸っぱい焦げ臭	0.009~0.05
12	イソバレールアルデヒド	むせるような甘酸っぱい焦げ臭	0.003~0.01
13	イソブタノール	刺激的な発酵臭	0.9~20
14	酢酸エチル	刺激的なシンナー臭	3~20
15	メチルイソブチルケトン	刺激的なシンナー臭	1~6
16	トルエン	ガソリン臭	10~60
17	スチレン	都市ガス臭	0.4~2
18	キシレン	ガソリン臭	1~5
19	プロピオン酸	刺激的なすっぱい臭	0.03~0.2
20	ノルマル酪酸	汗臭い臭	0.001~0.006
21	ノルマル吉草酸	むれた靴下臭	0.0009~0.004
22	イソ吉草酸	むれた靴下臭	0.001~0.01

分析機器



◇GC-FID分析装置



株式会社 **タツタ環境分析センター** <http://www.tatsuta.co.jp/bunseki/>

本 社	〒578-8585 東大阪市岩田町2丁目3番1号 TEL:06-6725-6688	神奈川事業所	〒253-0041 茅ヶ崎市茅ヶ崎3丁目3番5号 TEL:0467-87-0967
奈良営業所	〒634-0072 奈良県橿原市醍醐町296-1 TEL:0744-24-3229	福岡営業所	〒810-0022 福岡市中央区薬院1-13-8 九電不動産ビル5階 TEL:092-761-7354
三重営業所	〒518-0627 三重県名張市桔梗が丘7番町3-4 Mビル202号 TEL:0595-66-2702	名古屋営業所	〒450-0002 名古屋市中村区名駅5-5-22 名駅DHビル6階 TEL:052-586-4134
福知山事務所	〒620-0853 福知山市長田野町3丁目17番地 (タツタ電線京都工場) TEL:0773-27-3331~3(総務係)	沖縄営業所	〒901-2131 沖縄県浦添市牧港2-4-1 TEL:098-875-0817
兵庫営業所	〒661-0003 兵庫県尼崎市富松町1-37-22 TEL:06-6426-3222		